

八郎潟町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 八郎潟町（以下「町」という。）は、東京圏の大学を卒業した学生の町内への移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう）の大学又は大学院に入学後、自らの秋田県への就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等（以下、就職活動等）にかかる経費（交通費）や移住にかかる経費（移転費）について、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付する。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、次に掲げる（1）と（2）の経費を支給対象とする。

- (1) 就職活動等の往復交通費としてかかった費用の1/2（上限17,220円）。
- (2) 移住にかかる移転費に要した金額（上限108,000円）。

(交付回数)

第3条 前条の規定において、それぞれ一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の（1）及び（2）の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- ① 東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に所在する大学又は大学院（大学の場合は原則4年以上、大学院の場合は2年以上）を卒業または卒業見込みの者。
- ② 大学等の卒業・終了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ① 八郎潟町内に移住すること。就職活動にかかる経費（交通費）は、秋田県内の企業に内定している場合でも対象とする。
- ② 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において就業開始予定日の前1年以内であること。
- ③ 地方就職支援金の交付決定後、八郎潟町に5年以上継続して移住する意思を有すること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、卒業後に（2）の要件を満たす企業に就職し、町に移住する意識を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれか

の在留資格を有すること。

- ③ その他町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる(エ)、(オ)及び(カ)の要件を満たすこと。

(エ) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が秋田県内に所在する企業等に(1)の(ア)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人、市町村及び地方独立行政法人を除く。)ではないこと。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、市町村及び地方独立行政法人から交通費・移転費が支給される場合は対象外とする。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(オ) 身分に関する要件

- ① 国家公務員または县市町村職員でないこと。

(カ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費(交通費)を申請する場合は、週20時間の無期雇用計画に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域に勤務地限定型社員として採用されていること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費(交通費)を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の申請者は、以下の書類を町に提出する。

(1) 全員が提出必須の書類

- ・申請書兼請求書(様式1)
- ・誓約書兼同意書(様式2)
- ・写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)
- ・卒業・修了証明書(卒業・修了日から就業開始日が1年以内であること)
- ・就職活動等にかかる経費(交通費)、移住にかかる経費(移転費)の領収書
- ・就業先企業による内定証明書(様式3)
- ・移住元の住所を確認できる資料
- ・支援金振込先の通帳またはキャッシュカードの写し

(2) 在学中に交通費を申請する場合、追加書類

- ・在学証明書(卒業学年であることの確認ができるもの)または卒業・修了証明書

(交付決定通知)

第6条 町長は、申請内容を審査し、交付が適当と認めるときには、速やかに交付決定通知書(様式4)を通知する。審査の結果等で支援金の交付を不適当と認める場合は、その旨も同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、交付決定後3か月以内に地方就職支援金を交付する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再発行を必要とするときは、当該申請者の申し出により、交付決定通知書を再発行するものとする。

(就業状況等の異動届出書)

第9条 支援金の交付決定を受けた者は、就業日から1年間において就業先について異動があった場合は、地方就職支援金に係る住所等変更届出書(様式5)により町長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 町は、地方就職支援事業が適切に実施されたか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の条件に該当する場合、全額または半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽申請が判明した場合。

(イ) 申請日から1年以内に就業または移住の実態がない場合。

(ウ) 就業開始後1年以内に離職した場合。(ただし、退職日から3ヵ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

(エ) 転入後3年未満で町外へ転出した場合。

(2) 半額の返還

(ア) 本町へ編入した日から3年以上5年以内に町外へ転出した場合。

(雑則)

第12条 本要綱に定める内容に加え、地方就職支援金交付に必要なその他の事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。